第三十九条第六項及び第十八項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十六項から第二十九項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「又は第二十二項」を「、第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「前項」を「第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「ときは、」を「ときにおける」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十二項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第二十三項の規定の適用がある場合には、六月）に第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十二項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

25　第二十二項の規定の適用がある場合において、第九項、第十七項又は第二十一項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、前項の規定は、適用しない。

第三十九条第二十一項の次に次の一項を加える。

22　次の各号に掲げる場合における延納の許可の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合　この条の規定の適用については、第八項ただし書中「六月」とあるのは「六月に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十五項ただし書、第二十項ただし書及び第二十七項中「六月」とあるのは「六月に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた場合には、同日から当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二　前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合　第五項に定める担保提供関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

第四十条第一項中「同条第二十六項」を「同条第二十九項」に、「税金」を「相続税又は贈与税」に改め、同条第二項中「当該税額」を「当該延納税額」に改める。

第四十二条第十六項及び第十七項中「ときは、」を「ときにおける」に改め、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「又は第二十五項」を「、第十八項又は第二十六項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28　次の各号に掲げる場合における物納の許可の申請に係る手続をその期限までに行うことができない者に係るこの条の規定の適用については、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　国税通則法第十一条の規定の適用がある場合　この条の規定の適用については、第六項ただし書中「一年」とあるのは「一年に国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日から同条の規定により延長された期限までの期間（以下この条において「災害等延長期間」という。）を加算した期間」と、第十三項ただし書、第十五項及び第二十五項ただし書中「一年」とあるのは「一年に災害等延長期間（国税通則法第十一条に規定する災害その他やむを得ない理由が生じた日以後に当該通知を受けた日までの期間を除く。）を加算した期間」とする。

二　前号に掲げる場合のほか、政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合　第四項に定める物納手続関係書類の提出期限その他の政令で定める手続に関する期限については、当該やむを得ない事由により当該手続を行うことができない期間として政令で定める期間延長する。

29　前項の規定の適用がある場合において、第七項の規定により読み替えられた第二項の規定を適用するときは、第十八項の規定は、適用しない。

第四十二条第二十五項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十二項」を「第二十三項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　第二項の規定により税務署長が同項の調査を行う場合において、国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する災害その他やむを得ない理由が生じたとき、又は第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じたときにおける第二項の規定の適用については、同項中「三月以内」とあるのは、「三月（第十六項の規定の適用がある場合には六月とし、第十七項の規定の適用がある場合には九月とする。）に第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

第四十四条第二項中「第三十九条第一項から第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第三十九条（第二十九項を除く。）」に改める。

第四十七条第十一項中「第二十五項まで及び第二十七項から第三十項まで」を「第二十八項まで及び第三十項から第三十三項まで」に改める。

第四十八条第一項から第三項までの規定中「第四十二条第二十七項」を「第四十二条第三十項」に改める。

第四十八条の二第一項中「第三十九条第二十七項」を「第三十九条第三十項」に改め、同条第六項中「第二十八項」を「第三十一項」に改める。

第五十一条第二項中「掲げる相続税」を「掲げる相続税額」に改め、同項に次の二号を加える。

三　第三十九条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額　同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

四　第四十二条第二十八項の規定の適用を受けた同条第一項の物納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る相続税額　同条第二十八項第一号の規定により読み替えて適用する同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間

第五十一条第三項中「掲げる贈与税」を「掲げる贈与税額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三十九条第二十九項において準用する同条第二十二項の規定の適用を受けた同条第一項の延納の許可の申請をした者が当該申請を取り下げた場合におけるその取り下げられた申請に係る贈与税額　同条第二十九項において準用する同条第二十二項第一号の規定により読み替えて適用する同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間